

## 桐生市手話体験教室

障害者理解の促進を図るため小学生に手話を体験する機会を提供します。

■趣旨 平成29年4月1日に施行された「桐生市手話言語条例」に基づき、平成30年4月に「手話施策推進方針」を策定しました。その方針の中で、子どもの時から手話に親しみ、障害者理解の促進を図るため、児童、生徒、教職員に対し、手話を体験する機会の提供に努めることを推進方法の一つとして掲げています。このことから、今年度、桐生市手話体験教室を開催することといたしました。

■概要

対 象	市内小学校（4年生）に通う児童
実施日時	別紙日程表のとおり
指導内容	聞こえない人についての理解 簡単な単語とあいさつができる程度の手話を体験する
講 師	保健福祉部福祉課職員 聴覚障害者 2名 手話通訳者 2名
そ の 他	※児童数等により当日の指導者の人数に変更があります。 手話体験教室を行う際の教材として、「キノピーと手話をおぼえよう」下敷きを作成いたしました。学校以外でも、一般市民を対象とした「手話推進講演会」や、手話普及、啓発事業において配布していきます。

問い合わせ  
保健福祉部福祉課障害福祉係  
担当 山形  
TEL 0277-46-1111（内線259）

平成 30 年度手話体験教室日程表（小学 4 年生対象）

No.	学校名	日程	時間	生徒数
1	広 沢 小 学 校	6 月 19 日（火） 10 時 50 分～12 時 20 分	90 分	90 名
2	黒 保 根 小 学 校	6 月 26 日（火） 10 時 40 分～11 時 25 分	45 分	10 名
3	新 里 北 小 学 校	6 月 26 日（火） 13 時 55 分～14 時 40 分	45 分	18 名
4	新 里 東 小 学 校	7 月 13 日（金） 9 時 30 分～11 時 00 分	90 分	74 名
5	菱 小 学 校	9 月 20 日（木） 15 時 05 分～15 時 50 分	45 分	43 名
6	神 明 小 学 校	9 月 25 日（火） 14 時 00 分～14 時 45 分	45 分	50 名
7	東 小 学 校	9 月 26 日（水） 14 時 05 分～14 時 50 分	45 分	32 名
8	南 小 学 校	10 月 11 日（木） 14 時 00 分～14 時 45 分	45 分	42 名
9	西 小 学 校	10 月 18 日（木） 14 時 05 分～14 時 50 分	45 分	45 名
10	梅 田 南 小 学 校	10 月 25 日（木） 10 時 50 分～11 時 35 分	45 分	30 名
11	北 小 学 校	10 月 25 日（木） 14 時 15 分～15 時 00 分	45 分	36 名
12	川 内 小 学 校	11 月 28 日（水） 10 時 50 分～11 時 35 分	45 分	59 名
13	境 野 小 学 校	12 月 4 日（火） 14 時 00 分～15 時 30 分	90 分	75 名
14	相 生 小 学 校	1 月 17 日（木） 時間未定		46 名
15	天 沼 小 学 校	日時未定		未定
16	新 里 中 央 小 学 校	福祉体験学習（社会福祉協議会）において実施		
17	桜 木 小 学 校	福祉体験学習（社会福祉協議会）において実施		

## 桐生市手話施策推進方針

平成 30 年 4 月 1 日策定

桐生市手話言語条例（平成 29 年 3 月 24 日桐生市条例第 17 号 以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、手話に対する市民の理解を深め、手話を使いやすい環境づくりを図り、全ての市民が支え合う共生社会を目指すため手話施策の推進方針を次のとおり定めます。

### 1.手話への理解及び手話の普及に関すること。（条例第 6 条第 1 項第 1 号）

- （1）一人でも多くの市民が手話に関心を持ち、手話を身近に感じてもらうため、市民を対象に講演会等を開催します。
- （2）条例の理解促進のため、手話に関するパンフレット等を作成し、配布を行います。
- （3）ろう者とコミュニケーションがとれる市民を増やすため、手話講習会を行います。
- （4）子どもの時から手話に親しみ、障害者理解の促進を図るため、学校教育において、児童、生徒、教職員に対し、手話を体験する機会の提供に努めます。
- （5）桐生市職員に対し、職員研修において手話に関する研修を行います。

### 2.手話による情報発信及び情報取得に関すること。（条例第 6 条第 1 項第 2 号）

- （1）市主催の各種行事等に手話通訳者、要約筆記者を配置し、聴覚障害者の情報の保障及び社会参加の促進を図ります。
- （2）行政情報について、動画サイトを活用した手話による情報発信の実施に努めます。
- （3）災害時に聴覚障害者が情報不足にならないよう、文字、手話等を利用した情報発信について取り組み、聴覚障害者が安心して生活ができるよう環境の整備を進めます。

### 3.手話による意思疎通支援に関すること。（条例第 6 条第 1 項第 3 号）

- （1）手話等による意思疎通が円滑に行われるよう手話通訳者、要約筆記者の派遣事業の充実を図ります。
- （2）手話通訳者の派遣を補完するため、タブレット端末を利用した遠隔手話通訳の実施を推進します。

### 4.手話通訳者の確保及び処遇の改善に関すること。（条例第 6 条第 1 項第 4 号）

- （1）専門性のある手話通訳者の人材確保のため、ろう者団体等関係機関と連携し、手話通訳者の養成を推進していきます。
- （2）手話通訳者派遣制度における登録手話通訳者の拡大に努め、いつでもろう者のニーズに対応できる体制を整備し、ろう者の生活の向上を図ります。
- （3）市役所、事業所等に手話通訳者の配置と処遇について検討し、手話通訳者が活動しやすい環境を整備します。